長野市おひざで絵本事業絵本選定委員会委員公募要領

　（趣旨）

第１　この要領は、長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例（以下「条例」という。）第２条別表の長野市おひざで絵本事業絵本選定委員会の担任する事務を行うために、その委員を一般市民から公募することに関し必要な事項を定めるものとする。

　（公募による委員の人数）

第２　条例第３条に定める市長等が必要と認める者のうちから委嘱する委員の人数は、委員定数の20パーセント以上を目標とする。

　（公募）

第３　第２による委員は、公募により市長（選考委員）が選考する。

２　公募の周知は、広報ながのに掲載することにより行う。

　（応募資格）

第４　公募により委員に応募できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

　（１）市内に住所を有する、就任時の年齢が18歳以上の者

　（２）市が設置する他の審議会等の委員でない者

　（３）絵本や読み聞かせ等に関心のある者

　（応募方法）

第５　応募しようとする者は、応募用紙（様式１）及び小論文を提出するものとする。

２　市長（選考委員）は、前項の規定による応募を受け付けたときは、速やかに選考を行い、その結果を通知するものとする。

　（補則）

第６　この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

　附　則

この要領は、令和４年１月12日から施行する。

附　則

この要領は、令和５年12月１日から施行する。